

第33期町田市文化財保護審議会第4回会議 会議録

1. 開催日時：2026年5月8日（金） 午後14時00分～15時00分

2. 開催場所：町田市役所本庁舎9階 9-1会議室

3. 出席者

委員 阿諏訪青美委員、石居人也委員、仙仁徑委員、浜田弘明委員、
八木橋伸浩委員

事務局 中村生涯学習部長、早出生涯学習総務課長、
貴志生涯学習総務課担当課長、杉本係長、松崎係長、坂本係長、
後藤主任、佐久間主事、本間主事

4. 報告事項

- (1) 「公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団 地域の伝統文化保存維持費助成」の決定について
- (2) 歴史を学ぶ動画「縄文のまちだ～町田の遺跡を見てみよう～」の公開について
- (3) 町田デジタルミュージアムへの動画閲覧コンテンツの追加について
- (4) 東京都指定史跡「青木家屋敷」オチャバ補強工事の完了について
- (5) 2026年度出張歴史授業について
- (6) 「町田市教育プラン24-28」重点事業の点検及び評価について
- (7) 2026年度当初予算について

5. 議題

- (1) 文化財の指定又は登録について

6. その他

- (1) 次回の審議会について（8月開催予定）

<配布資料>	1	報告事項
	2	出張授業のご案内 2026年度版
	3	「町田市教育プラン24-28」重点事業の点検及び評価表

- 4 2026年度予算概要説明書【抜粋】
- 5 文化財の指定又は登録について（石坂昌孝屋敷跡・墓）
- 6－1 登録候補資料案（石坂昌孝屋敷跡）
- 6－2 登録候補資料案（石坂昌孝墓）
- 7 町田市文化財指定・登録基準
- 「町田市文化芸術のまちづくり計画」

会 長 これから第33期町田市文化財保護審議会第4回の会議を開催いたします。

まずは、事務局から4月に人事異動があったと伺っておりますので、紹介をお願いいたします。

事務局 （事務局紹介）

■報告事項

会 長 それでは、報告事項の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 資料1の報告事項を御覧ください。

1点目は、「公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団 地域の伝統文化保存維持費助成」の決定についてです。

市指定無形民俗文化財の矢部八幡宮獅子舞の保存会さんから、写真の獅子頭の修繕について御相談をいただき、こちらの財団の助成金を御案内いたしました。御申請いただき、上限70万円のところ、60万円の助成が決定されました。民俗芸能部門では155件のお申込みがあった中、助成が決定された件数は53件で、今回はその中に入ることができました。

申請に当たりましては委員に御推薦を賜りまして、大きなお力添えをいただきました。誠にありがとうございました。

2点目は、歴史を学ぶ動画「縄文のまちだ～町田の遺跡を見てみよう～」の公開についてです。

こちらは、町田の特徴である縄文時代に焦点を当て、小中学生が分かりやすいような平易な内容で、市内の遺跡や歴史に興味を持っていただくことを目的とした動画です。

続いて、3点目、町田デジタルミュージアムへの動画閲覧コンテンツの追加についてです。

ただいま御報告しました歴史を学ぶ動画「縄文のまちだ」を含め、主に当課でこれまでに作成した町田市の歴史・文化に関する動画を集め、閲覧できるコンテンツをデジタルミュージアムに新たに追加しました。

従来は、このような動画はYouTubeで公開しておりましたが、途中で広告が入ってしまい、学校の授業で活用しづらいという状況がありました。デジタルミュージアムで公開することで広告が途中で入ることなく御覧いただけるようになっておりますので、今後、市内の小中学校で御活用いただけるように周知をしつつ、新たな動画の作成・公開も進めてまいります。

続いて4点目、青木家屋敷のオチャバ補強工事の完了について御報告いたします。

予定通り、傾いたオチャバの建物全体の引き起こしと補強の工事が完了いたしました。

奥側への傾斜が修正されまして、内側から筋交い等で補強をしております。屋根については、既存の鋼板の上に垂木、野地板でかさ上げをし、その上に新しい鋼板を設置しており、雨漏り等にも強くなっております。こちらのオチャバについては今後経過を観察していくこととしまして、その他の史跡の構成要素の保存のための必要な修繕について、所有者の方と東京都と対応を検討してまいります。

続いて5点目、出張歴史授業についてです。

出張歴史授業は、学芸員が市内の小中学校から依頼を受けて実施している事業で、昨年度は18件御利用いただきました。今年度からは既存の授業のコースに加え、資料2の5ページ目にあります「町田市のうつりかわり」というコースを追加いたしました。また、14ページの市所蔵の昔の道具の資料の貸出しもプログラムに組み込み、充実を図っております。今後より多くの学校から御利用いただけるように周知も進めてまいります。

続いて6点目、「町田市教育プラン24-28」重点事業の点検及び評価についてです。

資料3を御覧ください。町田市の生涯学習総務課では、町田市教育プランに基づきまして、文化財の保護、活用について取り組んでおり、「まちだの歴史・文化を

学ぶ機会の充実」、「まちだの歴史・文化資源の保存と活用環境の整備」という2点を重点事業としております。目標の指標をそれぞれ設定しており、昨年度は各項目とも目標を達成しておりまして、今年度も引き続き事業を実施してまいります。

続いて7点目は、本年度の文化財保護・活用関連の予算について、町田市予算書の事業別の予算概要説明書を基に御報告をさせていただきます。

資料4を御覧ください。文化財の保護・活用事業は、社会教育総務費の中に含まれております。1ページ目中ほどの「2026年度の取り組み」の③、④、⑤が文化財の保護・活用関連のもので、それぞれ事業費が記載されております。

③は、旧永井家住宅の耐震補強計画案の策定と埋蔵文化財の発掘調査についてです。旧永井家住宅の耐震対策の実施に向けた耐震補強計画案の策定費用としまして、今年度437万8,000円を計上しております。また、埋蔵文化財の保護、記録保存のための試掘調査の調査等委託料として、398万4,000円と、例年並みの費用を計上しております。

また、これらについては国と都の補助金の対象となりますので、主な特定財源として、それぞれ国から事業費の2分の1、東京都は4分の1の金額を見込んで計上しております。

④については、町田デジタルミュージアムのトップ画面の構成をリニューアルしたいと考えており、その費用として110万円を計上しております。また、歴史を学ぶ動画は今年度も新たに作成を予定しておりますので、その作成委託料として60万円を計上しております。

続いて、⑤の考古資料室の維持管理に係る委託料については、人件費の高騰等がありますが、通年どおりの必要経費ということで80万9,000円を計上しております。

なお、本年度は2025年度に実施した青木家屋敷の修繕のような民有文化財の助成の御相談、御要望はいただいておりますので、現時点では予算の計上はございません。

そのほか、こちらに記載のない費用としまして、各施設の管理委託料、遺跡等の樹木剪定や除草の委託料、解体保存している古民家の部材の害虫駆除に係る委託費用や、文化財の所有者の方々への管理公開謝礼等を予算として計上しております。

続いて、裏面が自由民権資料館の予算です。

中ほどの「2026年度の取り組み」を御覧ください。①について、2026年度は、「自由民権家の家族史 石坂昌孝の子どもたち 美那・公歴・登志」として、近代化・西洋化に関心を示し自由民権運動に奔走した民権家が、どのような家庭環境にいたのかを紹介する企画展を開催する予定です。

②については、引き続き、重要史料群の整理を進めることと、市民との共同事業の成果である資料集「村野日誌4」を刊行する予定です。また、新しい試みとして、自由民権資料館紀要のデジタル版を作成します。

続いて、③です。考古、民俗、歴史資料を活用した「まち歴講座」を例年開催しており、企画展にちなんだ講座やフィールドワークを実施するとともに、地域のイベントに出展して考古資料のPRなどを行います。また、町田の歴史を学ぶ動画等を活用し、小中学校向けの出張歴史授業を実施します。

主な事業費です。自由民権資料館の施設等管理委託料は272万6,000円を計上しております。企画展のポスター、チラシ、パネルの制作費用は52万7,000円、また、企画展の解説冊子の作成委託料として、46万2,000円を計上しております。

②については、史料調査員の謝礼を例年より多く、75万9,000円を計上しております。史料の保存のための中性紙封筒と保存箱の作成委託料として、40万3,000円、「村野日誌」の印刷製本費を28万9,000円、「まち歴講座」の講師謝礼を33万6,000円計上しております。

報告事項は以上です。

会 長 ありがとうございます。

7件の報告事項について、ただいま説明を受けました。

各種報告で、もし御質問等があればお願いします。

A委員 「出張歴史授業のご案内」の14ページからの資料貸出について、今回は市内の学校を対象にするということでございますよね。このような民具の貸出パックを高齢者施設に貸し出しているという事例が全国にかなりございます。回想法といい、御高齢の方々が道具を通じて様々な記憶を呼び覚ますということで大変効果があるので、貸出をしている自治体さんが結構ございます。事例を見ていただいて、場合によっては高齢者施設での活用というやり方もあるのではないかと感じました。今後の可能性として、御検討いただければと思います。

会 長 この件に関して、たまたま私は２月に回想法を始めた最初の館である北名古屋
市歴史民俗資料館に行ってきました。北名古屋市では資料館と市役所の福祉部門と
連携して、現在、回想法センターというものを別につくって高齢者の支援をしてい
ます。そのようなことも参考に、ぜひ資料を活用してもらえればと思っております。

ほかに御意見、御質問はございますか。

B 委員 アウトリーチが、目標が４件に対して１４件とかなり多くの利用があったとい
うことはすごく素晴らしいことだと思います。ただ、私もアウトリーチなどに呼ば
れることがあり、依頼が多数来ると、受ける側の体制に負担がないかというところ
が少し心配なのですが、どのように受けているのでしょうか。

ちなみに、多摩市の場合は少ない学芸員が対応しているので、なかなか多数は受
けられない状況ですが、町田市ではアウトリーチに対応できる人材がたくさんいら
っしゃるということなのですか。

事務局 町田市も学芸員の人数は多くはありません。今回、アウトリーチの実績で数が
多くなった理由として、成瀬の天狗型道祖神の展示を数回にわたり実施させていた
だいたということがございます。もともと１か所で実施する予定だったのですが、
様々な施設で実施してほしいというご要望がございまして、１か所から３か所に増
えた経緯がございます。アウトリーチのご要望があれば、なるべく受けさせていた
だきたいと思っておりますが、学芸員の人数にも限りがありますので、様子を見な
がら受けている状況です。

B 委員 ありがとうございます。

会 長 そのほかに御意見、御質問等はございませんか。

C 委員 資料１の青木家屋敷のオチャバ補強工事ですが、きれいにできてよかったと思
います。南側の実施前の写真を見ると、奥側の土盛りのようにになっている箇所が除
去されて、実施後の写真では、すっきりしているのだと思うのですが、内部の写真
の右奥は、その箇所に対応している場所ですか。

事務局 そうです。

C 委員 そうすると、奥側の下にかなり空間ができているように見えますが、この土盛
りは、ある種、もともと構造の一部のように建物を支えていたということなのか、
それともたまたま堆積して、木材が圧迫された結果、このようになったのか、どち

らなののでしょうか。これが取り除かれて、今後、どのようになっていくのかということが少し心配になったのですが、何かお分かりになることがあれば教えていただきたいです。

事務局 この土盛りは、斜面北側から土砂が流れ込んでいるために堆積したものと
思われます。

隙間が空いていることについては、前向きに捉えると乾燥のためにはいいのではないかと考えております。D委員、前委員の先生の御意見もいただきながら、今回はこのように整備させていただきました。

今後についてですが、現在、様々な影響により東側に建物自体が動いてしまっており、礎石からずれた位置に建っている状態ですので、礎石の位置に戻すという作業などが考えられます。

C委員 分かりました。ありがとうございます。

会 長 そのほかに、何か御意見、御質問はございませんか。

御意見、御質問がなければ報告事項については以上とします。

■議題

会 長 本日の中心議題の文化財の指定又は登録についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5を御覧ください。

前回の審議会以後の進捗状況について、お伝えします。

まず、各土地の関係者の方への接触の状況です。地元の野津田の町内会さんが春のお彼岸の頃に墓の清掃を実施するという会則を定めて、現在まで管理してこられているという状況ですので、まず会長さんに御連絡をさせていただきました。現在の審議状況や資料等を共有いたしまして、町内で御意見等があれば御連絡をいただくということにしておりますが、現在までは、特に反対の御意見等はいただいております。

また、お墓の土地所有者の方の相続関係人の方々について、まず筆頭の方、お1人にお会いいたしまして状況をお伝えしましたが、特に御異議等はいただいております。ほかに御親族の中で2名ほど代表の方がいらっしゃるということなので、

そちらにもご連絡をいたしまして、御意見の確認を進めてまいります。

続いて、2の旧跡登録としている項目です。前回の会議までに、種別について、史跡とするのか旧跡とするのかという点が1つの協議事項となっていたかと思えます。事務局では、今回は2件とも旧跡とする案を提示させていただきます。この旧跡については、国では設けられていない種別です。東京都では、旧跡は、重要だが、著しく原形を損なっているものや、著名な伝説地といったものとされています。また、東京都は昭和30年に、それまで史跡に指定されていたものを一度全て旧跡としまして、指定の根拠などが改めて確認できたものを再び史跡に指定するというやり方をしております。

他の自治体の例を見ますと、墓であっても史跡になっているものと旧跡になっているものがありました。例えば品川区の場合ですと、区の旧跡という区分がないのかもしれないのですが、板垣退助の墓は区の史跡、岩倉具視の墓は都の旧跡、国学者の賀茂真淵の墓は国の史跡というように、史跡、旧跡というのが墓であっても混在しております。

町田市の登録の基準では、史跡については、「遺構が比較的良好に原形を保っているもので学術的価値があるもの」となっております。旧跡については2つの分類がありまして、「遺跡の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの」というのが1つと、2つ目は、「著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの」となっております。町田市では2019年度と比較的に旧跡という種別を追加している経緯があります。

町田市としてどのように区分していくかということについては、そこにそのものが存在した由来などの根拠が明確なものについては史跡とし、由来などの根拠に少しでも疑いの余地があるものや、明確性に欠ける部分があるものについては旧跡の(2)の伝説地や由緒ある土地として区分していくという方向性でいかがかと考えております。

今回の2件については、屋敷跡は原形がなく、そこに屋敷があったということはある程度明らかですが、建物の当時の向きや間取りなどの配置関係について判然としない部分が多いという状況です。

墓についても、墓石の原形はありますが、建立時期などが推察の域を出ないということもありますので、いずれも旧跡とするということが現時点では望ましいと考

えております。また新たな資料等で判明するようなことがあれば、種別の変更等もあり得るかと思いますが、現時点では以上の見解です。こちらについて、後ほど御審議いただければと思います。

順番が前後しますが、4の今後のスケジュール案についてです。本日の第4回の会議以降では、まず7月に教育委員会定例会がございますので、そちらで、文化財保護審議会にこの案件について登録文化財としていくことを諮問することについて上程いたします。その後、8月開催予定の第5回の会議で諮問させていただいて御審議をいただき、最終的な答申の案を確定いただければと思っております。

8月中に答申書を受理いたしまして、9月の教育委員会定例会で議案として上程をして、9月中に登録文化財として告示まで行うというのが、最短のスケジュールであると考えております。

続いて、現時点での登録候補資料案について、資料6-1と6-2に屋敷跡と墓を分けて記載しております。そちらを改めて御説明させていただきます。

事務局 前回会議でも一度お配りしましたが、少し修正をいたしましたので、改めて御説明させていただきます。

まず、屋敷跡です。管理者について、前回会議時は、指定管理先が確定していませんでしたが、それ以降に確定しましたので書き加えております。

経緯と登録理由は、一部、文言の置き場所等を変更していますが、基本的に事実関係は前回と同様に記載しております。

記述内容で大きく異なる点は、歴史的な、学術的な価値により重きを置き、最後のほうの段落で評価をさせていただいた箇所です。

立憲政治や自由民権運動に関する象徴的な場所としての評価と、長女の美那と北村透谷が出会った場所、近代的な恋愛の象徴的な場所として由緒ある土地であるという点からの評価を前回よりも明確に記載させていただきました。

また、資料作成後に修正が必要な箇所が数点見つかりましたので、補足させていただきます。

まず2ページ目の5行目、評論「厭世誌家と女性」について、この文章では誰が書いたものがよく分からないのですが、北村透谷が書いた評論です。

また、次の段落の2行目で、「死去するまで」と書きましたが、晩年はかなり体調を崩していたと考えられるので、「死去するまで」というよりは、晩年、政治活

動の最後の頃までという意味で、「晩年まで」に置き換えたいと考えております。

墓については、法量を前回はかなり細かく記載しましたが、墓石全体の大きさと、墓地面積と、外柵の範囲が分かる程度の記述に少し省略させていただいております。

経緯については、1行目のところで、屋敷跡では「民権家」と記載していますが、こちらでは「自由民権運動家」と記載していましたので、「民権家」に統一させていただきたいと考えております。

登録理由では、青年会や、町内会で現在まで維持管理をされてきたという経緯がありますので、石阪昌孝という人物をたたえていきたいという、現在までつながる地域の人々の思いがあるということを重視し、強調して記載いたしました。

会長 ありがとうございます。今回の検討に当たりまして、事務局で調査を進めていただきました。本日、皆さんの御意見をいただきたいことは、屋敷跡と墓を別々に指定する、または登録するということによろしいかということと、両方とも旧跡とする方向性によろしいかということ、また、登録理由等について、この内容で誤りがないかということについてです。

先ほど事務局からも説明がありましたが、周辺の自治体や東京都の自治体を見ますと、旧跡を設定しているところはあまり多くありません。その結果として、墓等は史跡になっている場合が多いように思われます。町田市では、鎌倉井戸が、かつて史跡だったのですが、本当に鎌倉古道があった場所なのか、資料でその位置が確定できないということで、旧跡としたと記憶しております。

今回は、屋敷跡は完全に解体されていますので、旧跡でしかるべきかと思いますが、もう一つの墓は現存しておりますので、それを踏まえて、旧跡でよいかどうかということが本日の検討議題であると思っております。

現存しているので史跡という可能性もあるかと思うのですが、調べていただいたところ、墓塔を建てた正確な年号が確定できないということ、また一番の問題として、昭和17年の北村美那の没以降、土地が相続されておらず、以前の3件の天狗型道祖神の旧跡登録の際と同様に、土地の所有者が確定できないということも、今回は旧跡にせざるを得ない点であると考えております。

また、屋敷跡の土地は現在市の所有地、管理地となっており、墓とは土地の所有者、管理者も違うので、別々に指定、もしくは登録したほうがよいのかと考えてい

るところです。

私からの補足は以上になりますが、これらも参考に各委員から御意見をいただきたいと思っております。

まず、旧跡か史跡かというのは大きな問題ですが、こちらについて各委員から御意見をいただければと思います。副会長のA委員から順番によろしいですか。

A委員 資料5の中で、中黒で「屋敷跡・墓」となっているのですが、一括での指定または登録を前提としてお考えになったからということではないのですよね。

事務局 そうです。登録自体は1件ずつに分けることを想定しております。

A委員 先ほど会長からもお話があったように、私も屋敷跡については、経緯や詳細が明確でないので、旧跡がよいと考えております。一方で、墓については史跡でもよいかと、実は個人的に思っていたのですが、今御説明があったように、土地が相続されていないという状況を考えると、別個にするにしても、一括にするにしても旧跡で扱っておいたほうがよいかと思います。土地所有者が別々なので屋敷跡と墓を分けたほうがいいのではないかという意見については、私はどちらでもよいかと思っていますところがありますが、それぞれ土地所有者が明確になっているものといないもので分けておくというほうが、今後何か対応するときにはよろしいのかと思いました。

会 長 ありがとうございます。

E委員、いかがでしょうか。

E委員 旧跡と御判断いただいたのはすごくなすけますが、市の登録基準を見ると、5の史跡に屋敷跡や墓と書いてあるので、こちらに該当しない理由をもう少し御説明いただきたいと思います。

別々か一括かということに関しては、所有者が違うということや、現在の相続の現状等を踏まえると、別々でよいかと思っています。

会 長 ありがとうございます。

別添の町田市文化財指定・登録基準を見ると、史跡については、基本的に「遺構が比較的良好に原形を保っているもので学術的価値の高いもの」とあります。少なくとも屋敷跡は原形がないので、こちらには該当せず、旧跡という判断かと思われます。

C委員、いかがでしょうか。

C 委員 私も、それぞれ別で登録するということが望ましいと思います。やはり所有関係の問題と、今後何か対応するときに、そちらの方がよろしいという皆様と同様の意見です。

また、旧跡かどうかということについては、屋敷は旧跡がよいと思いますが、墓については少し迷うところがあります。骨が実際に埋まっているかどうかは、資料では確認できないということですか。

事務局 そうです。埋骨式が華厳院で行われたという記録はございますが、その根拠が明確ではありません。埋骨式を野津田のどこかで行ったことは確かかと思われますが、墓に埋められたということは確認できておりません。

C 委員 骨が埋まっているということまで判明していれば、間違いなく墓であると思うのですが、骨が埋まっていないとすると、墓標ではあるが、墓として成立するかというところにも一つ線を引けるような気がしますので、そういう意味では、その確証がないということであれば、やはり旧跡かと私は思います。

会 長 貴重な御意見をありがとうございます。

B 委員、いかがでしょうか。

B 委員 私も事務局の御説明や会長の御説明を伺っていると、別々で、どちらも旧跡が妥当なのではないかと思います。墓の種別について迷うということでしたが、現時点の情報からすると、やはり資料が足りない部分があるので、旧跡で致し方がないという判断になると思いますし、先ほどの事務局の話だと、今後何かしら進展があった場合には、史跡に変わる可能性もあると判断できましたので、現時点では旧跡でよいかと思いました。

会 長 皆さん、御意見ありがとうございます。やはり史跡とするには、少し資料が足りないかと個人的に思っておりましたが、多くの御意見が、旧跡が妥当ではないかということでしたので、今回、この2点について旧跡とする方向で進めるということで、異論はないと感じました。

また、登録方法については、所有者等が異なるということを踏まえ、2つ別々に登録するという事で大きな異論はないと思いましたので、そのような形で進めていただくのがよいかと思います。

まず、この2点について、事務局から何かございますか。

事務局 いただいた御意見に基づいて進めたいと思います。

会 長 もう1点が登録理由ですが、前回から少し更新されております。答申に向けて再確認をしなければいけないのですが、もしお気づきの点があれば御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

C委員 屋敷跡の資料の裏面なのですが、北村の評論の「厭世誌家と女性」の「誌」は、これでよいのでしょうか。

事務局 すみません。正しくは「詩」です。

C委員 もう1点、次の「同地は」から始まる段落で、最後の「石阪の歴史的な役割を知る上で象徴的な空間といえる」という箇所、さらに付け加えて、「石阪の思想形成や歴史的な役割を知る上で象徴的な空間といえる」とすると、この土地の意味とより重なってくるかと思いました。

会 長 ありがとうございます。御意見を参考に再検討いただければと思います。ほかにいかがでしょうか。お気づきの点があれば、ぜひお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。もし会議終了後にお気づきの点があれば、事務局に御連絡いただければと思います。

先ほど、今後のスケジュールが提示されましたが、本日の会議で方向性を確定した上で、教育委員会の定例会で検討いただくということなるかと思います。次回の文化財保護審議会は8月中旬に予定されているということで、このときに諮問を受けて答申をするという流れでよろしいのでしょうか。

事務局 はい。

会 長 10月の自由民権資料館の企画展に合わせて、それまでに登録の告示ができれば理想的であるという話を事務局から聞いていますので、順調に進むことが期待されるところであります。そのような予定で皆さんも考えておいただければと思います。

スケジュール等について、事務局からはよろしいですか。

事務局 次回審議会は8月中旬と記載していますが、皆様のご都合で前後することはあり得るかと思っております。

また、次回の第5回会議で、諮問させていただき、御審議をいただきますが、その場で答申をいただくというよりは、答申の案をまとめていただき、会議後に浜田会長名でいただく予定です。

会 長 分かりました。

事務局 話が戻りますが、今回の登録にあたり、もう1点確認をさせてください。前回会議で御審議いただいたときにも話題に出ました、屋敷地と墓の間の参道部分についてです。今回、屋敷跡と墓を別々に登録するということですが、参道部分は登録範囲には含めないということでもよろしいでしょうか。参道部分は近年荒れておりましたが、公園緑地課に再度整備していただきました。これまでの経緯からすると再び荒れてしまう可能性もありますので、今後の維持についてどのように考えるかということも含めて、御協議いただければと思います。

会 長 参道の所有者は市なのですか。

事務局 参道は、現在町田市が所有しております。屋敷跡と墓のどちらかに含めるとすると、墓を造った後に分筆して、墓に上る道としている以上、墓に付随するものと想定されますが、所有者は市なので、土地の所有関係で分けるのであれば、屋敷跡に付随するとも考えられます。

会 長 参道も墓の一部と考えられますが、土地所有者が異なるということですね。

しかし、便宜的には、市の所有地であれば、保護、保存に関しては問題なく行えると思いますが、いかがでしょうか。厳密にどちらかに分けて登録するというのも難しいと思いますので、今回は、参道は登録に含めないとしてよいのではないかと思います。皆さんの御意見はいかがでしょうか。

E委員 斜面の再整備が計画されたときに、その計画は生涯学習総務課ときちんと連携されるのでしょうか。気がついたら、何か別のものができているということはないのでしょうか。

事務局 今回の登録の件は公園緑地課に共有しながら進めていますので、今回参道は登録に含めないとしても、当課から公園緑地課及び指定管理者に働きかけて、併せて管理していただくことは可能であると思っております。

会 長 実効性のある方法でできればよいのではないかと思います。

A委員 中黒で一括として考える場合は、面で考えるということですね。分ける場合は点で考えるということですが、屋敷地そのものも点としては少々不確定な点がありますので、一括として、大きく括っておいたほうがよいという判断も考えうると思います。

E委員 もしそうした場合、屋敷地・墓及び参道というようになるのでしょうか。

A委員 参道までうたったほうがよいのですかね。

会 長 微妙なところですね。

仮に屋敷跡と墓を一括の登録とした場合は、何か課題は残りますか。管理上の問題が生じてくるのでしょうか。

事務局 仮に一括にした場合、市の所有地は問題ありませんが、墓の土地の相続関係者の方などから、登録から外してほしいなどの申し出があった際のことを考えられます。一括であっても、そちらだけ登録を解除するという事なども、できるかとは思いますが、そのような対応が必要となる可能性がございます。

会 長 前回の審議では、具体的に参道の話は出ていませんでしたので、今回改めて審議するとなると難しいかと思います。

事務局 前回も今回も登録資料を別々に作らせていただいていますので、一括とすると、また書き方が違ってくる可能性があります。

会 長 現在、参道の所有者は市ということですが、分筆はされているのですか。

事務局 そうです。

A委員 面で捉えようとして参道を含めるとしても、参道そのものの文化財的な価値はあまり強調されなくてもよいと思うので、点で別々に登録しておいて、もし今後、両者を管理していくに当たって面で捉えていったほうがよいだろうという判断になったときに登録内容を変更し、場合によっては、そこに附で参道も入れるということも含めて考えておくというのではないかと思います。

会 長 やはり今回に関しては、屋敷跡と墓を別々の区分で考えるのがよいかと思うので、先ほど話題に出ましたように、史跡化や、参道部分をどうするかはさらに将来の検討課題ということで、取りあえず登録の網をかけていくということがよいのかと思いますが、いかがでしょうか。

A委員 はい。

会 長 もし御異論がなければ、そのような方向で今回は進めていきたいと思います。

そのほかに、何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

本日の議題については以上で終了とします。

会 長 その他の事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 今回もありがとうございました。８月開催予定の次回審議会についてはメールで日程調整させていただきますので、お忙しいところ申し訳ありませんが、よろしくをお願いいたします。

会 長 以上で予定していた議事内容は終了いたしました。皆さんから全体を通して何かございますか。

よろしいでしょうか。もし何もなければ、本日の審議会については閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。